

報道各位

広告宣伝車等事業者向け説明会を開催します!!!

令和8年10月1日の「改正福岡市屋外広告物条例」施行に向けた広報・周知の取り組みを進めているところですが、そのひとつとして、事業者向けの説明会を開催します。
つきましては、本取り組み内容の周知および取材について、ご協力いただきますようお願いいたします。

改正ポイント ① 許可手続きが必要となる車両の対象拡大

現行

車検証記載の使用の本拠の位置が「福岡市」にある車両



改正後

現行の車両に加え、広告宣伝車については、
車検証記載の使用の本拠の位置に関わらず、
市内を走行するすべての車両

条例改正の
ポイント

改正ポイント ② 車体利用広告物に対する規格基準の追加

自動車の外面を利用して表示する広告物又は掲出物件についての面積を、
市長が別に認める場合を除き、**20 平方メートル以内**とする。

1. 事業者向け説明会の開催

条例改正のポイントである、「車両の対象拡大」及び「面積制限の追加」を同時に行うのは、全国でも初めての取り組みであり、事業者の皆様に向けて、改正内容や許可申請手続きの方法等をご理解いただくための説明会を開催します。

- (1) 開催日時 令和8年7月28日(火) 14時から1時間半程度
- (2) 開催場所 アクロス福岡 6階 601会議室(福岡市中央区天神1丁目1-1)
- (3) 開催方法 対面及びWEB
(※後日、内容を市ホームページ上でアーカイブ配信いたします)
- (4) 申込期間 令和8年7月24日(金)まで
- (5) 申込方法等 詳細は市ホームページをご確認ください

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/okugaikoukokubutsu/r8joreikaisei_setsumeikai.html

2. 事業者向け相談窓口の設置

改正内容や許可申請手続き等のお問い合わせはこちらにご相談ください。

koukokusendensha@city.fukuoka.lg.jp

※今後も、取り組みが決まり次第、お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

住宅都市みどり局 都市景観室 担当:坂田、山口
電話:092-711-4394(内2810)